



平成 25 年 8 月 22 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ド ワ ン ゴ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 荒 木 隆 司
(コード番号：3715東証第一部)
問 合 せ 先 執 行 役 員
コーポレート本部長 小 松 百 合 弥
(TEL. 03-3549-6300)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成25年8月22日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の理由

株式分割により、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めることで、投資家の皆様により投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

また、平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、1株につき200株の割合をもって株式分割を行うと同時に、100株を1単元とする単元株制度の採用を行うものです。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用により、当社株式の投資単位当たりの金額は実質的に2分の1になります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年9月30日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき200株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

分割前の発行済株式総数	204,052株
今回の分割により増加する株式数	40,606,348株
分割後の発行済株式総数	40,810,400株
分割後の発行可能株式総数	105,600,000株

(3) 分割の日程

基準日設定公告日 平成25年 9月13日
基準日 平成25年 9月30日
効力発生日 平成25年10月 1日

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日

※平成 25 年 9 月 26 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により平成 25 年 10 月 1 日をもって、当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

- ①株式の分割割合に応じて当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行第 6 条を変更いたします。
- ②株式の分割と同時に単元株制度を採用し単元株式数を 100 株とするため、第 7 条を新設いたします。
- ③現行第 7 条以下の条数を各 1 条繰り下げいたします。
- ④第 6 条の変更および第 7 条の新設ならびにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(変更する条文のみ記載。下線部が変更部分。)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>528,000 株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>105,600,000 株</u> とする。
(新設)	<u>(単元株式数)</u> 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
第 7 条～第 42 条 (条文省略)	第 8 条～第 43 条 (現行どおり)
(新設)	<u>附則</u> 第 1 条. 第 6 条の変更、第 7 条の新設及びこれに伴う 条数の変更の効力発生日は平成 25 年 10 月 1 日とす る。 第 2 条. 本附則は、前項の効力発生日をもって削除す る。

(3) 日程

取締役会決議日 平成 25 年 8 月 22 日

効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日

5. その他

(1) 今回の株式の分割に際して、当社の資本金の額の変更はありません。

(2) 今回の株式分割は、平成 25 年 10 月 1 日を効力発生日としておりますので、平成 25 年 9 月期の期末
配当につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

以 上